



日本共産党 金子 卓 議員

震災により被害を受けられた方への 所得税の相談会がおこなわれます

震災で住宅等が損害を受けた場合は、確定申告をおこなうことで雑損控除
または災害減免法の適用を受け、所得税を軽減することができます

民主大宮

NO. 120
2011年 6月
日本共産党大宮支部
電話 (52) 2422
FAX (52) 2471
メールアドレス
kaneko-s@jcp-net.jp

5月25日発行の広報常陸大宮「お知らせ版」の3ページに、震災で住宅等が損害を受けた方への税金相談会がおこなわれるお知らせが載っています(詳細は「お知らせ版」を)。

相談会日程

市役所・税務徴収課窓口
 6月20日(月)～24日(金)
 6月27日(月)～7月1日(金)
 9:00～16:00(正午～13:00を除く)
 *各総合支所でも、それぞれの日程でおこなわれます。

この中で、雑損控除の対象となる「主な資産」として、住宅、門、塀、家財(家具・什器・衣類・書籍・家電品、1個または1組の価格が30万円以下の貴金属・書画・骨董・美術工芸品等)、車両、墓石等と例示されています。

特例法で、「平成22年度分」についての所得税の軽減措置も受けられます(手続きに必要な書類があります)。また、控除しきれない金額は、翌年以降5年間に繰り越して控除できます。

津波で冷却用ポンプ水没、老朽化(運転開始後33年)

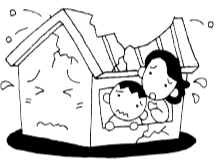
東海第2原発の廃炉を要請

日本共産党茨城県委員会(稲葉のぶと)書記長、大内久美子県議と関係市町村の共産党議員、「県原発を考える会」の中村敏夫会長らは5月12日、日本原電東海事業所を訪れ、東日本大地震で発生した津波で発電機冷却用の海水ポンプが水没し、東海第2発電所は、太田税務署の職員が相談に応じます。

事業用資産に損害を受けた方

震災により事業用資産(棚卸資産や固定資産)に損害を受けた方は、これらの損失を平成22年度分(または23年度分)の必要経費に算入することができます。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp で「東日本大震災関連の国税庁からのお知らせ」もご覧ください。



所の非常用ディーゼル発電機1台が停止した問題などについて説明を求めるとともに、同原発の廃炉を要請しました。

期限を決めて原発から撤退 自然エネルギーへの転換を

日本共産党

福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性を国民の前に事実をもつて明らかにしま

した。

現在の原発の技術は本質的に未完成で、きわめて危険なものです。原発はばく大な放射性物質(死の灰)をかかえています。それをどんな事態がおきても閉じ込めておく完全な技術は存在しません。そして、ひとたび大量の放射性物質が放出されれば、被害は深刻かつ広範囲で、将来にわたっても影響を及ぼします。

そうした原発を、世界有数の地震・津波国であるわが国

に、集中的に建設することは危険きわまりないことです。

日本に立地している原発で大地震・津波にみまわれる可能性がないと断言できるものは一つもありません。歴代政府が、「安全神話」にしがみつき、繰り返しの警告を無視して安全対策をとらなかつたことが、どんなに深刻な結果をもたらすかも明瞭となりました。

日本共産党は、「安全神話」と手をきり期限を決めて原発からの撤退を要求しています。

金子卓議員の一般質問項目

1. 地震災害対策と被災者支援・災害復旧について

(1) 地震災害対策

- ①被災家屋・被災者の把握、災害弱者への対応
- ②被災家屋応急危険度判定の実施
- ③市議会全員協議会の開催、市議会への情報提供
- ④市民への情報提供
 - a. 広報 b. ホームページ c. 防災無線
- ⑤給水箇所と給水基準、井戸の活用
- ⑥地震災害対策の検証

(2) 被災者支援

- ①災害ごみ仮置き場の期限延長
- ②市独自の住宅等修繕助成施策と住宅リフォーム資金補助事業
- ③災害援護資金に準じる市独自の貸付施策
- ④地区集会所の修繕費助成
- ⑤当市に避難された方の把握
- ⑥雑損控除の周知徹底
- ⑦り災証明書の発行
- ⑧被災者台帳を用いた積極的・総合的な支援

(3) 災害復旧

- ①中学校施設改修計画と震災後の大宮中学校校舎

2. 福祉タクシー事業について

- ①福祉タクシーの利用範囲



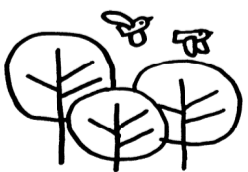
☆金子すぐる議員のホームページ <http://www.jcp-net.jp/kaneko-s/>

ご覧ください

日本共産党・金子議員の一般質問は

6月10日(金)の5番目(午後)です

今議会は11人が一般質問をおこないます。(10日5人、13日3人、14日3人。日本共産党の堀江鶴治議員は14日の3番目です。)



2011年度 建設事業の概要 — 大宮地区 —

□2011年度の常陸大宮市予算の総額は、333億3754万8000万円(一般会計と特別会計の合計)。一般会計予算は205億4000万円(前年比104.3%)です。

工事請負費の名称	金額(千円)
■一般会計	
電話交換機改修工事[全地域]	1,376
LED街灯取付工事	1,995
カーブミラー取付工事[全地域]	706
防犯灯設置費[全地域]	1,581
農道随時改良工事[全地域]	1,500
安全施設設置工事[全地域]	3,000
市道随時改良工事[全地域]	20,000
市道1-13号線(根本)道路維持工事	10,000
市道改良舗装工事[全地域]	15,000
市道1-5号線(田子内)道路改良工事	15,000
市道1-8号線(若林)	45,000
市道1-10号線(上村田)	30,000
市道2-29号線(富岡)	15,000
市道2004号線(上町)	20,000
市道2497号線(下岩瀬)	9,000
市道3255号線(下村田)	13,000
市道4457号線(中富町)	12,000
小河川護岸工事[全地域]	8,000
若林住宅解体工事	1,050
桜ヶ丘住宅ガス感震器設置工事	887
防火水槽新設工事	16,422
防火水槽解体撤去工事	1,856
消火栓設置工事	1,880
ホース乾燥柱移設工事	511
高機能消防指令センターシステム整備工事	164,600
廃校校庭内遊具撤去工事	840
中学校施設補修工事	6,500
史跡碑設置工事	1,700
■公共下水道事業特別会計	
公共下水道管渠布設工事	227,000
公共下水道取付管工事	2,000
■公営墓地特別会計	
若林・石沢霊園管理道路整備工事	7,214
■農業集落排水事業特別会計	
既設マンホール調整工事[全地域]	1,575
■上水道事業特別会計	
高渡取水場4号取水ポンプ更新工事	4,410
第2浄水場フロキレーター更新工事	24,430
第2浄水場沈殿池・濃縮槽汚泥引抜管	26,250
第2浄水場天日乾燥改修工事	672
三美配水池水位計更新工事	1,995
新設防火水槽設置に伴う落込工事	1,500
排泥弁修繕工事	1,500
*配水管布設工事(104,650千円)は省略しました。	



5月10日の臨時議会で合わせて11億円の災害復旧関連の補正予算が可決され、その中で独自の地震災害支援制度として、住宅等が一部損壊した世帯への災害見舞金として1900世帯分3800万円を予算化しました。

被災されたみなさんにお見舞い申し上げます。常陸大宮市の住宅被害は、全壊10棟、半壊57棟、屋根瓦など一部損壊2232棟(5月末日現在)ですが、一部損壊の住宅には震災支援制度が適用されず、市独自の新たな制度をつくって欲しいとの声があがっています。

一部損壊住宅に 2万円の見舞金 (ただし、修繕費が20万円を超える場合)

この独自支援制度は、住宅の一部損壊被災世帯に2万円の見舞金(ただし、修繕費用が20万円を超える場合)、倉庫・物置・作業場・車庫などの附属家屋の一部損壊被災世帯に5千円(ただし、修繕費が10万円を超える場合)支給するものです。

この制度は、5月10日発行の「お知らせ版」で市民に知らせました。

今回の「見舞金」の申請には「災害証明」が必要で、そのため災害証明申請期限が5月31日まで延長されました。

日本共産党の金子・堀江両議員は臨時議会で「新たな支援制度の申請に必要な災害証明申請期限が5月末日まで短すぎる」と延長を求めるとともに、議会終了後、申請期限を9月末日(新たな支援制度の申請期限が10月31日までであるため)まで再延長す

この独自支援制度は、住宅の一部損壊被災世帯に2万円の見舞金(ただし、修繕費用が20万円を超える場合)、倉庫・物置・作業場・車庫などの附属家屋の一部損壊被災世帯に5千円(ただし、修繕費が10万円を超える場合)支給するものです。

「震災募金」のご協力 ありがとうございます

日本共産党大宮支部は「東日本大震災救援募金」に取り組み、5月末日までに13万9500円が集まり、日本共産党中央委員会に届けました。ご協力ありがとうございました。お礼を申し上げます。

常陸太田市は、4月に住宅の修繕費が20万円以上になる方に修繕費用の3分の1(限度額20万円)を助成する制度をつくり、新聞折り込みの「お知らせ版・号外」で市民に知らせています。

震災から2か月が経過し、やっつけられた独自制度ですが、この支援制度だけでは十分です。

地震で被害を受けた方のための支援制度

4月25日付で市災害対策本部が発行した「災害支援に関するお知らせ」を参考にまとめました。

主な支援制度(○:対象、×:対象外)	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
◆被災者生活再建支援制度 全壊住宅は最大300万円、大規模半壊住宅は最大250万円	○	○	×	×
◆茨城県災害見舞金(県の独自制度) 被災者生活再建支援金の対象とならない方で、住宅が半壊した世帯に県から3万円支給	-	-	○	×
◆災害見舞金 住宅全壊は8~10万円、半壊は3~5万円。付属家屋は全壊1万6千円、半壊8千円。	○	○	○	×
◆災害見舞金(市の独自制度) 住宅の一部損壊に2万円(修繕費が20万円を超える場合)、付属家屋に5千円(10万円を超える場合)。	-	-	-	○
◆災害援護資金の貸付 貸付け限度額は150~350万円。特例措置で保証人がある場合は無利子(ない場合年1.5%)。	○	○	○	×
◆生活福祉資金の貸付(災害臨時・住宅補修) *災害援護資金対象世帯は適用除外 低所得世帯、障がい者のいる世帯、要介護者のいる世帯。貸付け限度額は150~250万円。保証人がある場合は無利子(ない場合年1.5%)。申し込みは社会福祉協議会。	○	○	○	×
◆生活福祉資金(緊急小口資金)の貸付 被災者で当座の生活資金を必要とする方は緊急小口資金を借りることができます。貸付け限度額は、原則10万円(無利子、保証人なし)。申し込みは社会福祉協議会。	○	○	○	×
◆市民税の減免 減免の割合は、8分の1~全部	○	○	○	×
◆固定資産税の減免 減免の割合は、10分の4~全部	○	○	○	×
◆国民健康保険税の減免(減免の割合は市に相談)	○	○	○	×
◆介護保険料の減免(減免の割合は市に相談)	○	○	○	×
◆後期高齢者医療保険料の減免(減免の割合は市に相談)	○	○	○	×

※災害証明書の決定内容に不服がある場合は、異議申し立てをすることができます。

仕事・くらしの悩み
お気軽に相談を

日本共産党
連絡先 ケータイ
金子卓議員
090-1994-7696

大震災・原発
いま「**しんぶん赤旗**」に注目

日刊●月2,900円
日曜版●月800円

3月11日の東日本大震災から2カ月余。被災地に心を寄せ、原発災害で「真実の声」を伝え続ける「しんぶん赤旗」に注目が集まっています。

☆日本共産党のホームページ
<http://www.jcp.or.jp/>

日本共産党 検索

携帯用ホームページ
<http://www.jcp.or.jp/i/>

多彩な情報をお届けします。